

江南市地域防災計画の修正要旨

I 江南市地域防災計画の修正の根拠

市地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第42条）。

また、市地域防災計画の作成、修正は市防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第16条）。

II 国の防災基本計画及び県の地域防災計画の修正等に伴う修正

1. 令和6年能登半島地震を踏まえた航空機等の輸送に係る修正

令和6年能登半島地震では、各地で道路が途絶したことから、災害応急対策を実施する関係機関の救助・救出活動や孤立集落への物資輸送などに当たって、機動力のあるヘリコプターが効果的に活用された。

これを踏まえ、県における措置として、災害時の緊急輸送について、ヘリコプターをはじめとする様々な輸送手段の機動的かつ効果的な活用について、表記を修正する。

<主な修正箇所（新旧対照表）>

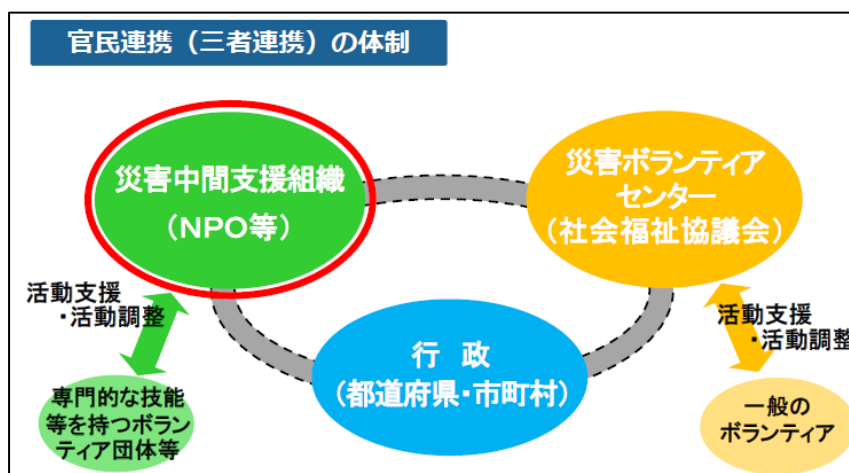
■風水害等編	第2編 第10章 第4節	防災活動拠点の確保等	p 6～7
	第3編 第7章 第1節	医療救護	p 10
■地震編	第2編 第9章 第4節	防災活動拠点の確保等	p 7
	第3編 第8章 第1節	医療救護	p 10

2. 災害中間支援組織に係る修正

災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）との連携体制の構築や、災害ボランティアセンターの運営を支援する者（社会福祉協議会等）との連携について追記する。

<主な修正箇所（新旧対照表）>

■風水害等編	第2編 第1章 第2節	自主防災組織・ボランティアとの連携	p 1～2
■地震編	第2編 第1章 第2節	自主防災組織・ボランティアとの連携	p 1～2



3. 福祉避難所の指定・整備

指定避難所内の一般避難スペースでは生活が困難な障害者等の要配慮者のために、必要に応じて福祉避難所の指定に努めること。また、福祉避難所の指定にあたり、医療的ケアを必要とする者に対しての医療機器の電源確保等、その他要配慮者に対しての必要な整備に努めることについて追記する。

<主な修正箇所（新旧対照表）>

■風水害等編	第2編 第9章 第1節 避難所の指定・整備	p 4～5
■地震編	第2編 第7章 第1節 避難所の指定・整備	p 4～6

4. 災害ケースマネジメント

一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組である「災害ケースマネジメント」等の仕組みの整備及び実施に努めることについて追記する。

<主な修正箇所（新旧対照表）>

■風水害等編	第2編 第9章 第2節 要配慮者支援対策 第4編 第4章 第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施	p 6 p 16
■地震編	第2編 第7章 第2節 要配慮者支援対策 第4編 第5章 第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施	p 6 p 17

